

21三都ま第693号  
平成21年12月2日

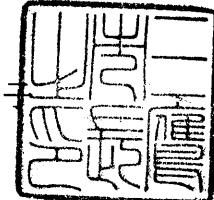
「市民による外環道路問題連絡会・三鷹」

代表委員 豊田 詠史 様

代表委員 松井 朝子 様

三鷹市長 清原慶

要望書（回答）



前略

2009年11月10日付でご要望をいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

沿線6市区で国及び東京都へ提出しました「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）に関する要望」につきましては、三鷹市を含む沿線6市区がこれまで積み重ねてきたそれぞれの取組みや沿線市区が共同で進めてきた取組みと、それらの取組みに対する国及び東京都の対応などの経過を踏まえたうえで、今回の国の補正予算の減額などの対応に対して提出したものであります。

沿線6市区は、今回の国の対応について、これまで取り組んできた地域検討会など地元住民及び沿線市区との話し合いの経緯等を踏まえない、一方的な対応であると認識しております。そこで、本年5月に事業化が確定した外環事業について、これまでの話し合いの経緯等を重視し、適切な環境整備や環境対策が図られるよう必要な5項目を要望したものであります。

特に三鷹市としましては、地域検討会でいただいた市民の皆様の意見を出来る限り反映するため、国及び東京都が沿線市区に示した「対応の方針」について、確実に履行する必要があると考えております。「対応の方針」に盛り込まれている方針や対策等について、市民の皆様の意見を聴きながら、着実に具現化が図られるよう、国及び東京都に求めていきたいと考えています。

また、外環事業は、前述のとおり、様々な取組みや手続きを経たうえで事業化が確定したものであり、理由の説明が不明確なまま事業の進捗を遅らせるることは、地域住民の混乱を招き、これまでの真摯的な取組みに影響を及ぼすものと考えられます。こうした認識のもと、この要望書は、沿線市区の一貫した取組みと地元住民との信頼関係を継続するため提出したものであります。

さらに、事業化が確定したにもかかわらず、事業区域内の土地利用の制限は従前のままであり、土地利用転換を図りたいと考えている地権者等にとって、不明確な状況が続

いています。今回の国の対応などにより、地権者等が不安感や不信感を抱きかねない状況にあることから、事業者である国の責任において、適切な情報提供を実施するとともに、地権者の意向に沿った用地取得を進めるなど、慎重かつ丁寧な対応をする必要があると考えております。

このように、沿線6市区で取り組んできた経過等を踏まえ、「3.外環本線の確実な事業の実施について」の部分に関しても、5つの要望事項の構成要素の1つとして国及び東京都へ求めたものであります。

連絡先 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号  
三鷹市 都市整備部 まちづくり推進課 まちづくり推進係  
TEL 0422-45-1151 内線 2861・2862